

114 明治二十三年度各庁須要試補人員通知方照会の件回答

〔明治二十三年五月〕

明治廿三年五月九日

内閣総理大臣 花押

内閣書記官長

内閣書記官

二十三年度ニ於テ各庁須要ノ試補人員通知方ノ件

今二十三年度ニ於テ各庁須要ノ試補人員ノ儀前例ニ依リ左案ノ
通訓令相成可然ト認ム

訓令案

今二十三年度ニ於テ須要ノ試補人員（有給無給ヲ區別シ）

本日三十一日マテニ内閣書記官長へ通知アルヘシ

〔明治廿三年五月十四日〕

内閣総理大臣

各省大臣、検査院長

〔枢密院、元老院議長〕

親展送第三六九号

今廿三年度当省於而有給ノ試補須要ニ有之候尤モ人員ハ未定ニ
候此段及御通知候也

明治廿三年六月十二日

外務大臣子 青木周蔵

内閣書記官長 周布公平殿

内務大 内第三百七号
臣官房

今二十三年度当省須要ノ試補人員左之通

試補 三名

但有給

右及御通知候也

明治廿三年五月廿四日

内務次官 白根專一

内閣書記官長 周布公平殿

官第一六九号

試補人員ノ儀訓令相成候処本年度ニ於テハ右須要無之候間為念
及御通知置候也

明治二十三年五月十四日

大蔵大臣伯爵 松方正義

内閣書記官長 周布公平殿

官第二三〇号

本年度ニ於テ試補ノ須要無之旨過日及御通知置候処試補一名欠
員有之右補欠給有必要ニ候間此段更ニ及御通知候也

明治二十三年六月十八日

大蔵大臣伯爵 松方正義

内閣書記官長 周布公平殿

〔高等試験委員長へ通牒済〕 六月十九日

官房第二四五号

本年度ニ於テ須要ノ試補人員ハ過日一名ト及御通知置候処今般
試補欠員ニ付右補欠員今一名(有給) 必要ニ候間此段及御通知
候也

明治二十三年七月一日

大藏大臣伯爵 松方正義 印

内閣書記官長 周布公平殿

〔高等試験委員長へ通知済〕 七月一日 印

陸軍省 送甲第一〇九二号

今廿三年度当省ニ於テ試補人員須要無之右内閣總理大臣訓令ニ
依り此段及通知候也

明治廿三年五月廿九日

陸軍大臣伯爵 大山 巖 印

内閣書記官長 周布公平殿

官房第一四六七号ノ二

二十三年度ニ於テハ試補ノ須要ナシ此旨及通知候也

明治二十三年五月十四日

海軍次官子爵 樺山資紀 印

内閣書記官長 周布公平殿

司法省 職第四二二号

明治二十三年度ニ於テ須要ノ試補人員ハ左記之通ニ有之候此段

總理大臣之訓令ニ從ヒ及御通知候也

明治廿三年五月三十一日

司法省総務局長 箕作麟祥 印

内閣書記官長 周布公平殿

司法官

一 試補 百人 有給

(無給ナシ)

職第五三六号

今二十三年度ニ於テ須要ノ試補人員内閣書記官長へ通知可致旨
内閣總理大臣ヨリ申越有之候処当省於テハ右須要ノ見込無之ニ
付右様御領知有之度候也

明治廿三年五月廿二日

文部大臣 芳川顯正 印

内閣書記官長 周布公平殿

去五月十四日ニテ須要ノ試補本月卅一日マテニ通知可致旨總理
大臣ヨリ訓令相成居候処本官就任以来日淺既ニ提出中ノ官制ニ
付テモ多少修正ヲ要スベキ分有之候ニ付試補ノ人員御通知ノ義
モ延引可相成乍去是非本月中ニ申出サルヲ得サル次第第二候へハ
不得已差出可申候得共前陳ノ通ノ事情ニ付来月中旬頃迄延期相
成候様致度候間右ニテ不苦候哉御回報相煩シ候此段申進候敬具

廿三年五月廿六日

農商務大臣 陸奥宗光

司法省 職第四二二号

農商務大臣 陸奥宗光

内閣書記官長 周布公平殿

官房第四〇号

(多田)

(割印) 今二十三年度ニ於テ須要ノ試補人員 (有給無給ヲ區別シ) 内閣書記官長へ通知スヘキ旨内閣総理大臣ヨリ訓令コレアリ候処於当省別記ノ人員須要有之候条此段及御通知候也

明治二十三年六月十二日

農商務大臣 陸奥宗光 印

内閣書記官長 周布公平殿

試補須要人員

一 五名 有給

以上

乾発第七七号

(多田)

今二十三年度ニ於テ須要ノ当省試補人員左記ノ通ニ有之候条此段及御通知候也

明治二十三年五月廿三日

通信大臣伯爵 後藤象二郎 印

内閣書記官長 周布公平殿

試補有給 式人

職第七〇九号

(朱書) 委員長へ通知済十一日

(道家) 印

本年度ニ在テ当省於テハ試補須要之見込無之旨曾テ申進置候処差向三名須要出来候付本年第二十二号内閣訓令ノ旨ニ依リ帝国

大学卒業生ニシテ当省へ出願候者ノ内採用可致候間右様御領知有之度此段更ニ申進候也

明治廿三年七月十日

文部大臣 芳川顯正 印

内閣書記官長 周布公平殿

追テ今後尚名須要出来候ハ、本文同様可取計存候此段申添置候也

(朱書) 〔第廿二号〕

(多田) 印

今二十三年度ニ於テ須要ノ試補人員可申出旨本年五月内閣訓令第一七号ヲ以テ御達相成候処本院ニ於テハ本年度有給試補七名ヲ要シ候此段答申候也

明治二十三年五月三十一日

會計検査院長子爵 渡邊昇 印

内閣総理大臣伯爵 山縣有朋殿

(朱書) 〔第四十号〕

(安廣) 印

今廿三年度ニ於テ有給試補七名需用致度旨六月十七日上申候処事務ノ都合ニ依リ更ニ有給試補五名ヲ要シ候此段及御通知候也

明治廿三年五月十六日

會計検査院長子爵 渡邊昇 印

内閣書記官長 周山公平殿

(朱書) 〔委員通知ス 九月十七日〕

(山田) 印

(注記5) 明治廿三年五月十三日

内閣書記官長 (周布) 印

内閣書記官 (谷藤) 印

法制局長官、臨時帝國議会議務局総裁、鉄道局長官、北海道庁長官へ通牒案

今二十三年度ニ於テ御局(庁) 須要ノ試補人員(有給無給ヲ區別シ) 本月三十一日マテニ本官へ御通知可有之此段申進候也

(朱書) [明治廿三年五月十四日] 印

内閣書記官長

法制局法第四五号

(谷藤) 印

本年度試補人員(加筆) 及御通知旨承知致候本局試補之定員ハ六人ト定メ本年度ニ於テ試補任命上ノ件ニ付テハ未夕確ト相定メ不申尤モ既任試補之内議會へ三人ヲ転任セシムルキハ有給試補五人ヲ要スル見込ニ有之候此段及御回答候也

明治二十三年五月十四日 法制局長官 井上毅 印

内閣書記官長 周布公平殿

第八四号

(谷藤) 印

廿三年度ニ於テ本局須要之試補人員御通知可致旨御申越之処本局ニ於テハ從來ノ儘ニテ事足り新ニ試補ヲ命スルノ必要無之ニ付右様御承知相成度此段及御回答候也

明治廿三年五月十五日

臨時帝國議会議務局総裁 井上毅

内閣書記官長 周布公平殿

(多田) 印

今二十三年度ニ於テ本局須要ノ試補人員御回答之趣了承本局ニ於テハ先以須要無之見込ニ候此段及御回答候也

廿三年五月十六日

鉄道局長官子爵 井上勝 印

内閣書記官長 周布公平殿

(多田) 印

今廿三年度ニ於テ当庁須要ノ試補人員御通知可致旨御申越ニ有之候処右ハ去二十年勅令第三十七号文官試験試補及見習規則ニ依リ試補ヲ要スヘキ人員無之候条此段及御通知候也

明治二十三年五月廿一日

北海道庁長官 永山武四郎 印

内閣書記官長 周布公平殿

加藤文官高等試験委員長へ通牒案

今二十三年度ニ於テ各庁須要ノ試補人員別表ノ通ニ有之候条此旨及御通牒候也

(朱書) [明治廿三年六月十六日]

書記官長

二十三年度各庁須要試験補人員

庁名	有給人員	無給人員
内閣法制局	〔朱書〕 本局試験ノ定員八六人ト定メ本年度ニ於テ試験任命上ノ件ニ付テハ未 夕確定セズ尤現任試験ノ内閣会ヘ三人ヲ転任セシムル時八五人ヲ要ス	〃
臨時帝國議會 事務局	〃	〃
鉄道局	〃	〃
北海道庁	〃	〃
外務省	未定	〃
内務省	三人	〃
大蔵省	〔朱書〕 一人 〔更ニ一人追申アリ〕追申アリ	〃
陸軍省	〃	〃
海軍省	〃	〃
司法省	〔朱書〕 〔司法官〕 百人	〃
文部省	三人 (MA)	〃
農商務省	〔朱書・抹消〕 〔本月中旬〕回 答延期申出五人	〃
通信省	二人	〃
会計検査院	七 (抹消) 人 〔朱書〕未定人 〔朱書〕五人増加	〃
合計	〔朱書〕 〔行政官〕 〔司法官〕 百人	〃

(注記1)

「局甲一四」

(注記2)

「花押」

(注記3)

「四上」 (簿冊内件名番号)

(注記4)

「松尾」

(注記5)

「局甲一四ノ属」

(注記6)

「議会議事事務局」

(注記7)

「山田」

〔明治廿三年 公文雑纂 内閣各局〕 24, 13, 159